

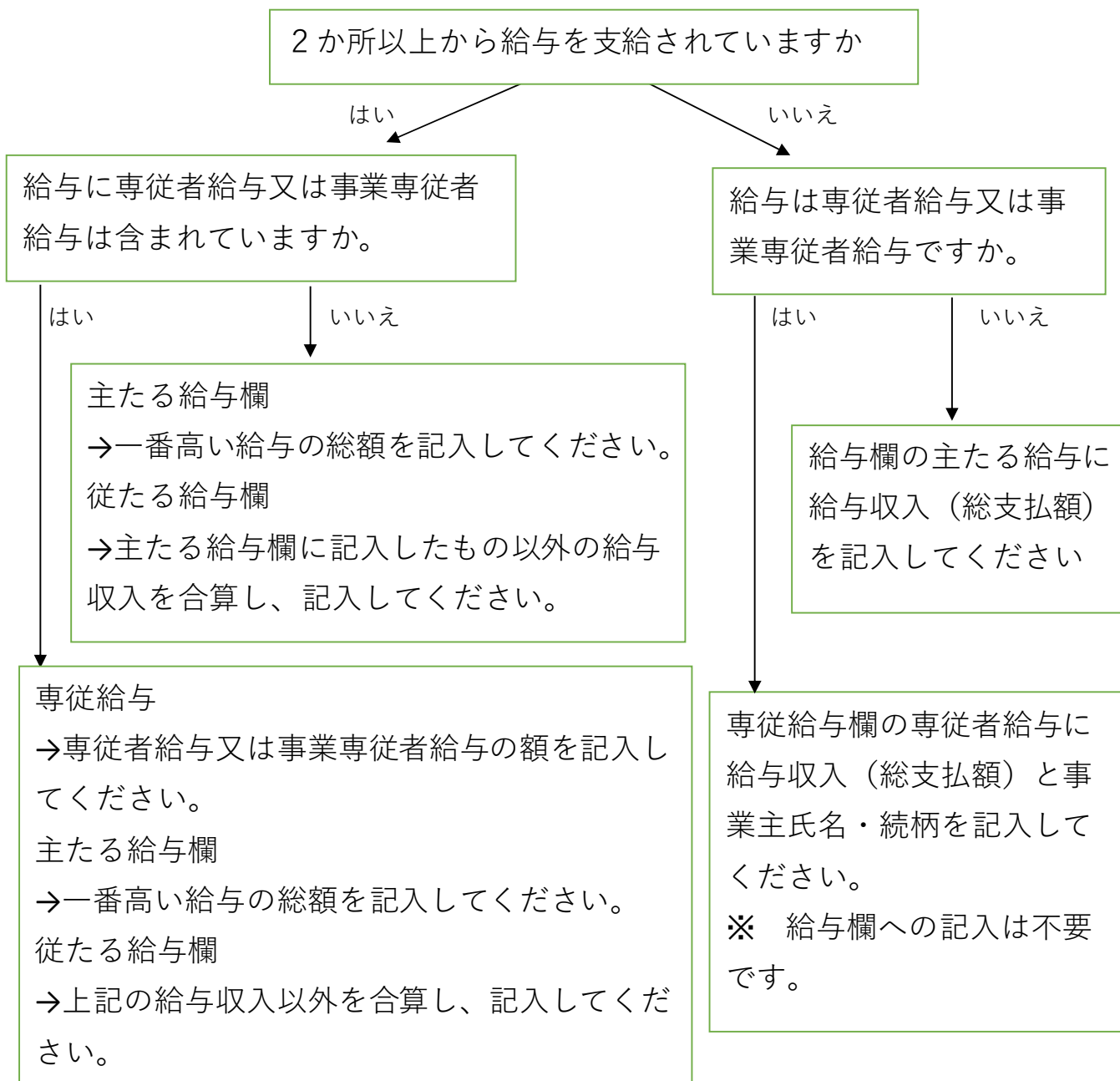
給与・専従者給与・専従者控除欄の記入方法

一か所の法人又は個人（家族から支給された専従者給与である場合を除く。）から支給されている場合、主たる給与欄に記入してください。

二か所以上の法人又は個人から支給されている場合、一番大きい金額を「主たる給与」欄に、それ以外の給与（家族から支給された専従者給与である場合を除く。）を「従たる給与」欄に記入してください。

給与に専従者給与がある場合は「専従給与」欄に記入してください。

記入にあたっては、以下のフローを参照してください。



給与欄について

記入例

給 与	給与収入がある場合は	主たる給与	1,100,000 円	} 該当する場合のみ記入してください。 ※税の申告をしていない場合は記入の必要はありません。
	給与所得控除前の収入額・特定支出額・調整控除額を記載してください	従たる給与	300,000 円	
		特定支出額	0 円	
		調整控除額	0 円	

一か所の法人又は個人（家族から支給された専従者給与である場合を除く。）から支給されている場合、主たる給与欄に記入してください。

二か所以上の法人又は個人から支給されている場合、一番大きい金額を「主たる給与」欄に、それ以外の給与（家族から支給された専従者給与である場合を除く。）を「従たる給与」欄に記入してください。

給与欄の用語の説明

主たる給与	給与収入の支給先が一か所の場合又は支給先が複数ある場合は一番支給額が高いものを記入してください。 源泉徴収票の場合「支払金額」の欄の金額を記入してください。 確定申告の場合、第二表の所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）の「収入金額」のうち、一番高額なものを記入してください。
従たる給与	主たる給与以外の給与額を合算した金額を記入してください。 源泉徴収票の場合「支払金額」の欄の金額を記入してください。 確定申告の場合、第二表の所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）の「収入金額」のうち、一番高額なものと同専従者給与以外を合算した金額を記入してください。
特定支出額	給与所得者が特定支出をした場合、その年の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1相当額を超えるときは、確定申告によりその超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができる制度です。詳細については次のリンク先をご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1415.htm
調整控除額	所得税と市・県民税には人的控除の差額があるため、単純に市・県民税と所得税の税率を変更しただけでは、総額で負担増になってしまう場合があるために、人的控除額差に基づく負担増を調整する減額措置を行う制度です。詳細については次のリンク先をご覧ください。 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/kurashi/zeikin/kojin_zei/kojin/shimin_zei/koujo.html

※ **給与所得の源泉徴収票又は確定申告書等のコピー等を申告書と併せて提出していただいた場合、住所・氏名・連絡先欄以外の記載事項を省略することができます。**

申告書の控えを提出する場合は、申告書第一表、第二表及び第三表（分離課税がある場合のみ）提出をお願いします。

「専従給与」欄について

記入例

専 従 給 与	専従者給与収入がある場合は給与所得控除前の収入額・事業主氏名及び続柄を記載してください	専従者給与 1,100,000 円 事業主氏名 徳島 花子 (続柄 妻)
------------------	---	--

専従者給与とは生計を一にする配偶者やその他の親族（15歳未満の人を除きます。）で、専らその事業に従事している人に給与を支払っている場合、その支払った金額のうち、相当であると認められる金額を必要経費（専従者控除・事業専従者控除）として計上された給与のことです。

「専従控除」欄について

記入例

専 従 控 除	専従者控除額がある場合は控除額を記載してください	控除額 1,100,000 円
------------------	--------------------------	------------------------

対象者に専従者控除・事業専従者控除（家族に給与を支給した方）がある場合は控除額を記入してください。

※ 給与所得の源泉徴収票又は確定申告書等のコピー等を申告書と併せて提出していただいた場合、住所・氏名・連絡先欄以外の記載事項を省略することができます。